

昭和62年3月27日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、関西大学大学院学則第80条第3項の規定により、関西大学（以下「本大学」という。）大学院学生の外国留学について必要な事項を定めるものとする。

(留学の定義)

第2条 この規程において「留学」とは、本大学との間に協定を締結している外国の大学又は大学院（以下「協定大学」という。）又は研究科委員会が認定した外国の大学又は大学院等への留学をいう。

(外国の大学又は大学院)

第3条 外国の大学又は大学院とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの又はこれに相当する教育研究機関をいう。

(留学の出願資格)

第4条 留学を希望する者は、留学する時点で本大学に1学期以上在学し、前学期末までに当該研究科委員会が定める単位を修得しておかなければならない。ただし、博士課程後期課程に在学する者は、この限りでない。

(派遣留学の決定)

第5条 本大学大学院が協定大学への留学を希望する者を選考の上、留学させるときは、当該研究科委員会が決定する。（以下「派遣留学」という。）

(認定留学の許可)

第6条 前条に定めるほか、留学を希望する者があるときは、留学願により当該研究科委員会が許可する。（以下「認定留学」という。）

(認定留学の種類)

第7条 認定留学は、留学の目的及び対象により、次に定めるとおりとする。

- (1) 外国の大学院において所属研究科に關係する専門分野の学修をする（専門科目を複数科目履修する）ことを主たる目的とする留学
- (2) 大学附属の語学研究機関及び政府公認の語学学校において外国語研修をすることを主たる目的とする留学

(留学の期間)

第8条 留学期間は、原則として1学期間又は2学期間とする。ただし、教育・研究上必要と認められる場合は、留学期間を延長することができる。

2 留学期間の延長は、当該研究科委員会が許可する。ただし、延長する期間の留学は、認定留学とする。

3 留学期間の延長を希望する者は、留学期間終了の3カ月前までに、所定の留学期間延長願を国際部を通じて当該研究科長に提出しなければならない。

4 留学期間の始期は4月1日又は9月21日、終期は9月20日又は3月31日とし、これらの日の前後に出国又は帰国する場合は、いずれかの日に読み替えることとする。

5 前項の留学期間の読替えは、当該研究科委員会が行う。

(履修届の特別措置)

第9条 留学する学年度に提出した履修届は、その留学期間終了後の学年度に継続させることができる。

2 前項の規定による継続を希望する者は、帰国後、所定の期日までに履修継続願を指導教員の承認を得た上、当該研究科長に提出し、当該研究科委員会の承認を得なければならない。

3 留学した学年度の春学期に履修した通年の授業科目が、帰国した学年度において不開講その他の理由により前項の継続ができない場合は、当該研究科委員会がその措置を決定する。

(単位の認定)

第10条 留学期間中に修得した授業科目の単位の認定は、単位認定願により当該研究科委員会が行う。

2 当該研究科委員会は、単位の認定のため必要がある場合は、単位認定願による審査のほか、面接試験又は学力試験を行うことができる。

(留学の取消し又は期間短縮)

第11条 留学中の者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該研究科委員会は留学を取り消し、又は留学期間を短縮することができる。

(1) 留学先において成業の見込みがない者

(2) 本大学大学院の学費等の納入を怠った者

(3) 留学生としてふさわしくない行為を行った者

(4) 本人の事情により留学を継続できなくなった者

(留学に対する助成)

第12条 留学に対する助成については、別に定める。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

(省略)

附 則

この規程(改正)は、2019年10月1日から施行する。